

令和 5 年 5 月 8 日

保護者の皆様

紋別市立紋別中学校

校長 曾 根 秀 彰

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う

本校の対応について（お知らせ）

新緑の候 皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に対し特段のご理解・ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、本日付けで、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に移行することとなります。

このたび、文部科学省で「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行ったことや、北海道教育委員会並びに紋別市教育委員会の通知・指導を踏まえ、本校の対応を次のとおりとしますのでお知らせいたします。

ついては、趣旨をご理解の上、引き続き感染症対策や健康管理等に十分ご配慮いただきながら、本校の教育活動にご理解・ご支援くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 基本的な考え方

生徒の健康状態の把握、換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等の対策を講じながら、教育活動を進めてまいります。

ただし、地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることがあります。

なお、学校教育活動の実施に当たっては、4月1日以降、「マスクの着用を求めないことを基本とする」とされていることから、生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、学校でも指導してまいります。

2 感染が確認された生徒に対する出席停止措置の取扱いについて

（1）出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とします。（以下、目安を示します）

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止 (軽快)	登校可	
発症	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止 (軽快)	登校可

（2）なお、出席停止の解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用をお願いします。

3 濃厚接触者の取扱いについて

5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなくなります。このため、次の場合であっても、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とならず、通常の登校が可能です。

- ① 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒等
- ② 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

4 出席停止となる特別の場合

感染が不安で生徒を休ませたいと相談があったり、生徒が医療的ケアを必要とする場合は、校長の判断により出席停止とする場合があります。

5 日常の健康観察と欠席の判断について

登校前の健康観察を従来どおり行っていただき、生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には自宅で休養し、無理をして登校しないよう、お願いします。

なお、生徒の登校後に発熱等の症状がみられる場合は、これまでと同様に保護者に連絡をし、早退させますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

6 教育活動について

(1) 各教科等

生徒の健康状態の把握、換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等の対策を講じながら、教育活動を進めてまいります。

ただし、地域や学校において感染が流行している場合などには、各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて、一時的に等の対策を講じることが考えられます。

(2) 学校行事

基本的な対策のほか、内容や実施方法、活動時間の工夫を行いながら行います。

(3) 部活動

基本的な対策のほか、本校の部活動方針にのっとり行います。なお、大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場利用などにおいても、生徒、教師等の感染拡大の防止に配慮します。

担当：教頭 穴田 裕也 電話：0158-23-3442
